

---

プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**  
項目 **本日の審議事項**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

### これまでの経緯

2. 第 85 回税効果会計専門委員会（2023 年 7 月 31 日開催）及び第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）では、グローバル・ミニマム課税に関する法人税等（当期税金）の計上時期及び見積りについて、次の提案を行った。
  - (1) 年度の連結財務諸表及び個別財務諸表においては、経過措置は定めず、適用初年度よりグローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等（当期税金）に計上する。
  - (2) 企業における見積りが明らかに不合理である場合を除き、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行った結果として見積られた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらない旨を結論の背景に記載する。
  - (3) グローバル・ミニマム課税制度の適用初年度は、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表において、グローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額を法人税等（当期税金）に計上しないことができる旨を定める。

### 本日の検討事項

3. 本日は、前項で提案した会計処理に関して聞かれた意見への対応として、次の論点についてご意見をお伺いしたい（審議事項(4)-2）。
  - (1) 年度の連結財務諸表及び個別財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額の簡便的な見積りの取扱い
  - (2) 適用初年度の後の各年度の四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表における

グローバル・ミニマム課税制度に基づく上乗せ税額の取扱い

4. また、実務対応報告公開草案の文案（本日検討する事項（前項）を除く。）についてもご意見をお伺いしたい（審議事項(4)-3）。
5. なお、第 86 回税効果会計専門委員会（2023 年 8 月 23 日開催）及び第 508 回企業会計基準委員会（2023 年 8 月 24 日開催）で聞かれた意見については、審議事項(4)-4 にてお示ししている。

以 上